

中国で発生した新型コロナウイルス(2019-nCoV)肺炎について (第4報)

日本政府は、中国を中心に感染が拡大している新型コロナウイルスによる肺炎について、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定しました。「指定感染症」の指定は2014年の中東呼吸器症候群(MERS)以来となり、2月7日から施行の予定とのことです。施行の前後で患者さんの取り扱いが異なりますので、注意が必要です。

指定前（現時点）

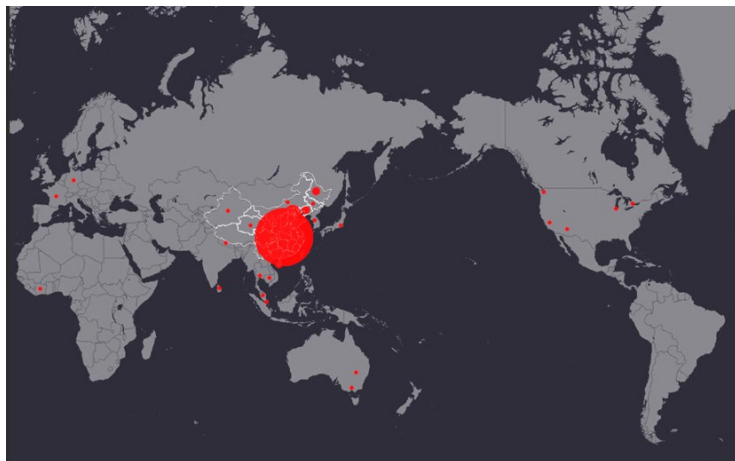
- 感染症指定医療機関以外でも通常通り診療
- 各診療科で疑い患者さんの診察、入院が必要となる可能性あり
- 検体は保健所経由で国立感染症研究所(東京)にて検査を行う

指定後

- 疑い症例は各医療機関で診療
- 検体は保健所経由で国立感染症研究所(東京)にて検査を行う
- 確定診断された患者さんは措置入院、就業制限の対象となり、診療は感染症指定医療機関のみに限定
- 当院は感染症指定医療機関ではないため、確定診断がついた時点で指定医療機関に搬送
- 診断した医師には報告義務が発生

今後も状況の変化に柔軟に対応していくことが求められますので、患者の広がりやWHOや各国政府の動向に注意が必要です。「指定感染症」に指定された際には、再度お知らせいたします。

疑い患者さんが受診された場合は、まず感染制御部までご一報ください。



発生国	確定患者数	死亡者数
中国	4535	106
タイ	8	0
マカオ	6	0
日本	4	0
韓国	4	0
台湾	5	0
米国	5	0
香港	8	0
シンガポール	5	0
カンボジア	1	0
ベトナム	2	0
オーストラリア	5	0
マレーシア	4	0
フランス	3	0
ドイツ	1	0
カナダ	1	0
コートジボワール	1	0
スリランカ	1	0
ネパール	1	0
合計	4600	106